

## 平成30年度第1回花巻市行政不服審査会 会議録

### 1 開催日時

平成30年4月5日（木） 午後3時30分～午後3時50分

### 2 開催場所

花巻市役所3階 302・303会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員 9名

安部 修司 委員（弁護士）  
伊藤 隆規 委員（花巻商工会議所専務理事）  
岩渕 満智子 委員（行政相談員）  
植村 拓也 委員（土地家屋調査士）  
金澤 秀晃 委員（税理士）  
加藤 昭雄 委員（行政書士）  
高橋 佳代子 委員（花巻地区赤十字奉仕団副委員長）  
高橋 秀憲 委員（富士大学教授）  
似内 裕司 委員（花巻機械金属工業団地組合専務理事）

#### (2) 事務局（総合政策部総務課） 6名

市村 律 総合政策部長  
伊藤 徳明 総務課長  
深田 哲史 総務課法務専門監  
鈴木 亮 総務課法務専門監  
千葉 孝典 総務課長補佐  
北山 健介 総務課法規文書係主任

### 4 議題

- (1) 会長及び会長職務代理者の選出について
- (2) その他

### 5 議事録

(伊藤総務課長) ただ今より、花巻市行政不服審査会委員委嘱状交付式を始めます。  
市長より、委嘱状を交付いたします。  
《市長より、委員9名に委嘱状を交付》

(伊藤総務課長) 続きまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

(上田市長) 花巻市行政不服審査会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。  
市職員の職務を遂行するに当たっては、当然のことですが、

法令に則り妥当な処分をするということが大変重要です。よく私も申し上げますが、市民のためになるのか、市のためになるのか、それを判断の基準とするべきであるということを言っておりますし、そのような気持ちで色々な事業を進めさせていただいております。

しかしながら、処分を受けられる方々にとって、納得いかないと感じられることは避けることはできないことをごさいます、裁判では裁判官が厳密に法律を解釈して判断してくださるわけですけれども、その前に、市の職員ではなくて市の中の第三者や専門的な知識のある方々にご判断いただく。それに基づいて市の方も処分を受けられた方にも納得いただく。それが大変重要になっております。

先ほども申し上げましたが、一生懸命やってもどうしても意見が違うということが当然あるわけをごさいます、その際に皆様にご判断いただくのは非常に大事だと考えております。そのような意味で、大変重要な役割を担っていただいておりますので、もし審査請求事案が出てきた場合には、皆様のお力をお借りしたいと思っております。大変重要な仕事をお引き受けいただきましたことに重ねて感謝申し上げますとともに、今後ともご協力をお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

(伊藤総務課長) 以上をもちまして、委員委嘱状交付式を終了いたします。引き続き、花巻市行政不服審査会を開催いたしますが、市長は別用務のため、ここで退席させていただきます。

(伊藤総務課長) ただ今より、平成30年度第1回花巻市行政不服審査会を開会いたします。

早速、次第に沿いまして議事に入りますけれども、本日の議題は、会長及び会長職務代理者の選出でありますので、選出されるまでの間、総合政策部長が進行を務めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

(市村総合政策部長) 総合政策部長の市村と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは暫時進行をさせていただきます。

会長及び会長職務代理者の選出の前に、行政不服審査法の概要、本審査会の役割等について、事務局より説明をさせていただきます。

《事務局より、行政不服審査法の概要、審査会の役割等について説明》

(市村総合政策部長) それでは、会長及び会長職務代理者の選出を行います。

会長の選出については、花巻市行政不服審査法施行条例第9条に「委員の互選により定める。」と規定されております。また、同条第3項において、会長職務代理者は、会長があらかじめ指名する委員と規定されているところです。

本日は、新たな任期での委員就任後初めての会議でありますので、委員の皆様方の互選によりまして、会長及び会長職務代理者の選出を行うものであります。よろしくお願ひいたします。

これより、会長の選出を行います。選出の方法はいかがいたしま  
しょうか。

(似内委員) 推薦がよろしいかと思ます。

(市村総合政策部長) ただ今、似内委員より推薦でというご提案がありましたが、推薦  
の方法によることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(市村総合政策部長) それでは、推薦の方法により会長を選出することといたします。  
どなたか推薦する方はいらっしゃいますでしょうか。

(似内委員) 安部先生にお願いしたいと思ます。

(市村総合政策部長) ただ今、安部委員を会長に推薦するご発言がありましたが、ほか  
にご意見は、ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(市村総合政策部長) 無いようですので、安部委員さんを会長に決定いたしたいと思  
ますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり。)

(市村総合政策部長) それでは、安部委員さんを会長に決定いたします。

ここで、選任されました安部会長よりごあいさつをいただきたい  
と思ます。

(安部会長) 先ほど会長に選任いただきました安部でございます。これから2年間この  
審査会でお世話になりますのでよろしくお願ひいたします。

こちらの審査会の役目ですが、行政の事務に当たって、市民の方に対する  
行政の処分というものがござます。その処分につきまして、不服申立ての  
道を確認すると。その行政不服審査法の手続の中で、こちらの審査会で皆様  
の意見を頂戴して答申をするという位置づけになっておりますので、行政の  
適正な運営のために、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

(市村総合政策部長) ありがとうございます。

次に、会長職務代理者の選出をお願いしたいと存じます。安部会  
長、よろしくお願ひいたします。

(安部会長) 会長の職務代理者にとのことですが、金澤委員をお願いしたいと思ま  
す。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(市村総合政策部長) ただ今、会長からの指名によりまして、金澤委員を審査会の会長  
職務代理者として決定いたしました。

以上で、会長及び会長職務代理者の選出を終了いたします。大変  
ありがとうございます。

(伊藤総務課長) それでは、次第の3のその他ですが、事務局より何かありますか。

それでは、私の方よりご案内いたします。

審査請求事案が1件ござまして、近々委員の皆様には審査会において  
調査審議いただきたいと思ます。これについては、別日程でのご案内  
となりますことをご承知おきいただきたいと思ます。

(似内委員) ちょっと質問よろしいでしょうか。

行政不服審査会の調査審議は会長及び会長が指名する2名以上で行うとのことですが、実際集まるときはその方々に案内に行くということでしょうか。また、内容についても、他の委員には知らされないということでしょうか。

(北山総務課主任) 前回の審議の際は、他の委員の方にはお知らせしておりませんでした。

(市村総合政策部長) ちょっと持ち帰って検討した方が良いかと思います。

(似内委員) 関係ないことは聞かなくてもよいという趣旨での質問でした。条例にも秘密をもらさないよう規定もされているので。

(加藤委員) 私も質問よろしいでしょうか。

昨年ほどのくらいの審査件数があったのでしょうか。

(伊藤総務課長) 平成28年度に2件ございました。2件と言いましても、共有名義に係る固定資産税の案件でしたので、実質1件でありました。平成29年度には税関係で1件ありますけれども、これもお二方からの審査請求です。どちらも内容は実質1つですけれども、審査請求人が2人いるという状況です。

(伊藤総務課長) その他はよろしいでしょうか。

それでは、これもちまして、花巻市行政不服審査会を閉会いたします。大変ありがとうございました。